

次期京都市障害者保健福祉推進計画策定業務に係る 委託事業者選定プロポーザル募集要項

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

京都市におきましては、障害者福祉施策を総合的・計画的に推進するとともに、必要なサービス提供体制を確保するため、国の「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき、以下の計画を策定しています。

- (1) 「支えあうまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」（障害者施策全般に係る総合計画（根拠＝障害者基本法）。計画期間＝平成25年度～29年度）
- (2) 「第4期京都市障害福祉計画」（障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（根拠＝障害者総合支援法）。計画期間＝平成27年度～29年度）

両計画が平成29年度で終了することに伴い、引き続き障害者福祉施策の総合的・計画的な推進及び必要なサービス提供体制を確保していくため、(1)及び(2)の後継計画となる新たな計画を策定することとしています。

つきましては、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者の選定手続を実施しますので、参加者を募集します。

記

1 委託事業の概要

- (1) 名称
次期京都市障害者保健福祉推進計画策定業務
- (2) 委託内容
「次期京都市障害者保健福祉推進計画策定業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日～平成30年3月31日（土）
- (4) 委託金額の上限
6,547千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

プロポーザルへの参加資格については、以下のすべてを満たしている者とします。

- (1) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成29年4月24日現在において、引き続き1年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務者にあ

っては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

3 参加申請

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり申請してください。

(1) 申請方法

あらかじめ電話連絡のうえ、次の書類を1部郵送又は持参により提出してください。

- ア プロポーザル参加申請書（別紙1）
- イ 事業者概要が分かる書類（パンフレット等）

(2) 申請期間

平成29年5月1日（月）～平成29年5月15日（月）

- ・郵送の場合は、5月15日（月）必着
- ・持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分まで

(3) 申請場所

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画担当

4 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

- (1) プロポーザル参加に関する質問がある場合は、書面（様式自由）により電子メールで提出してください。電話等での質問には応じられません。

ア 受付期間

平成29年5月1日（月）～平成29年5月15日（月）午後5時30分着信分

(2) 受付電子メールアドレス

syogai@city.kyoto.lg.jp

- (3) 前記(1)の質問に対する回答は、京都市ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで掲載します。

5 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加申請後、別紙2「次期京都市障害者保健福祉推進計画策定業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に従い企画提案書等を作成し、以下のとおり提出してください。

(1) 提出資料

- ア 企画提案書（原本1部，写し4部）
- イ 見積書及び経費内訳書
- ウ 応募者のセールスポイントをPRする資料
*ウの資料については，提出は任意とします。

(2) 提出方法

あらかじめ電話連絡のうえ，郵送又は直接持参により提出してください。

(3) 受付期間

平成29年5月16日（火）～平成29年5月22日（月）

- ・郵送の場合は，5月22日（月）必着
- ・持参の場合は，土，日，祝日を除く午前8時45分～午後5時30分まで

(4) 受付場所

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画担当（白井，小川）

6 プレゼンテーション

(1) 日程

平成29年5月30日（火）

(2) 場所

京都市役所内会議室

(3) 方法

- ・説明 20分以内，質疑応答 10分程度
- ・説明に用いる資料は，事前に提出された企画書のみとします。当日の資料追加は認められません。

*時間及び場所の詳細については，申請者に別途通知します。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき，(2)の選定基準により，以下の者で審査します。

- ・障害保健福祉推進室長
- ・障害保健福祉推進室企画課長
- ・障害保健福祉推進室企画係長

(2) 選定基準

次の表に基づき、各評価項目について、各委員による5段階評価により、100点満点で評価します。

評価項目	評価事項	配点
① 実績	社会福祉分野における計画策定業務等	10
② 事業の実施体制	制作体制、連絡・協議体制、個人情報保護に関する適切な措置の有無等	10
③ 事業の実施計画	京都市障害者施策推進計画及び障害福祉サービス等の提供体制に関する計画の趣旨に関する理解等	30
④ 事業実施分野における専門性	障害福祉分野に関する国の動向や他都市の障害者計画等に関する情報を収集・分析し、それらを本市の計画へ有効に活かす能力等	30
⑤ 価格	見積額等（10点×（1－提示価格／予定価格）） ※小数点以下第1位を四捨五入する。 ※予定価格を上回る場合は失格とする。	10
⑥ その他	加点要素（市内中小企業であること、障害者雇用等に積極的であること等）その他	10
配点計		100

(3) 受託候補者の選定等

最も高い評価を得た者を受託候補者に選定します。

なお、業務受託候補者の選定は1業者とします。また、選定結果は、平成29年6月1日（木）以降に電話にて通知します。

8 契約の締結等

受託候補者の企画提案書を基に、速やかに受託候補者と契約を行います。ただし、やむを得ない事情で受託候補者と契約できなくなった場合は、評価の高かったものの順に協議を行い、契約の相手方を決定します。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出されたすべての書類等は返却しません。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

<スケジュール>

平成29年5月 1日 (月)	参加受付開始
5月15日 (月)	参加申請受付及び質問受付締切
5月22日 (月)	企画提案書提出締切
5月30日 (火)	プレゼンテーション
6月 1日 (木)	選定結果通知

【問い合わせ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 企画担当 (白井, 小川)

電話 075-222-4161

FAX 075-251-2940

電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp